

令和 7 年 3 月 19 日
記者発表資料

旧ソ連抑留中死亡者遺骨伝達を行います

厚生労働省では、海外等で戦没された方々の御遺骨を収集し、DNA 鑑定により戦没者の御遺骨の身元を特定して、都道府県を通じて御遺族のもとへ御遺骨を返還する事業（別紙）が行われています。

この度、旧ソ連抑留中死亡者埋葬地から帰還した御遺骨について、DNA 鑑定の結果、身元が確認されましたので、次のとおり御遺族に御遺骨を伝達します。

1 死亡者

- (1)氏名 西 寶藏(にし ほうぞう)様
- (2)生年月日 大正5年1月 20 日
- (3)本籍 熊本県菊池郡大津町
- (4)所属部隊 歩兵第 247 連隊
- (5)階級 陸軍上等兵
- (6)死亡年月日 昭和 20 年 11 月 15 日
- (7)死亡場所 ムリー地区第 310 収容所

2 御遺骨受領者

- (1)氏名 西 庸夫(にし つねお)様
- (2)続柄 子

3 伝達日時等

- (1)日時 令和7年3月 27 日(木曜日)12 時 00 分頃
- (2)場所 御遺族の自宅(座間市内)
- (3)伝達者 神奈川県福祉子どもみらい局福祉部生活援護課長
- (4)その他 取材を希望される場合は、別添様式により前日の正午までに御連絡ください。

4 特定に至った経緯（厚生労働省社会・援護局からの通知内容）

(1)埋葬地に係る関係資料概要

ロシア連邦ハバロフスク地方「第1収容所第2支部第 310 病院」埋葬地については、旧ソ連政府より提供された「抑留中死亡者名簿」に 60 名が登載されており、その埋葬図が提供されている。

旧ソ連政府等提供資料と厚生労働省保管資料を照合調査した結果、「西 寶藏」様が「第1収容所第2支部第 310 病院」埋葬地に埋葬されていることが確認できた。

(2)収容状況

平成 28 年9月4日から9月 20 日、平成 29 年7月4日から7月 19 日までの間、政府派遣の遺骨収集派遣団は当該埋葬地に埋葬されていた 54 柱の御遺骨を収容した。

(3)DNA鑑定の結果

上記(1)、(2)により、当該埋葬地から収容した御遺骨のうち、DNA鑑定用の検体が採取できた54柱とDNA鑑定を希望される御遺族との間で鑑定を実施したところ、平成28年9月7日に収容された御遺骨1柱から神奈川県在住の御遺族と親族関係が存在するとの結論が得られ、「西 寶藏」様の御遺骨と判明した。

【参考】本県における遺骨伝達実績(過去10か年)

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	計
柱	3	1	3	2	5	2	2	2	1	0	21

※令和6年度の遺骨伝達は今回で2柱目となる。



ともに生きる社会 かながわ憲章

KANAGAWA CHARTER for an Inclusive Society

- ― 私たちは、あたたかい心をもって、すべての人のいのちを大切にします
- ― 私たちは、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現します
- ― 私たちは、障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します
- ― 私たちは、この憲章の実現に向けて、県民総ぐるみで取り組みます

問合せ先

神奈川県福祉子どもみらい局

生活困窮者対策担当部長兼福祉部生活援護課長 垣中

電話 045-210-4900

援護グループ

山口

電話 045-210-4903



遺骨伝達式 取材申込書

伝達式は、御遺骨受領者の自宅にて行いますので、撮影機材の大きさや、取材人数などについて御配慮をお願いいたします。

受領者の自宅住所は、申し込みいただいた後に御連絡します。

社名	当日取材 代表者氏名	左記代表者携帯番号	当日取材人数 【2人まで】	備考

※ 提出期限:令和7年3月26日(水曜日)12時まで

(問合せ先)

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部生活援護課

電 話 : (045) 210-4903

ファクシミリ : (045) 210-8859

戦没者遺骨を ご遺族のもとへ！

厚生労働省は先の大戦によって海外や沖縄、硫黄島で亡くなられた戦没者のご遺骨の身元を特定してご遺族のもとへお返しするため、DNA鑑定を実施しています。

戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定申請のご案内

現在、右記の地域の戦没者のご遺族からDNA鑑定の申請を受け付けています。

厚生労働省が遺骨収集を行ってご遺骨の検体（DNA鑑定に使用する部位）を保管している地域

（50音順）

※ 令和6年3月末時点の状況。
他の地域もご遺骨の検体が採取され次第鑑定を実施します。

- ・硫黄島
- ・インド
- ・インドネシア
（西部ニューギニア含む）
- ・沖縄
- ・樺太
- ・旧ソ連等
旧ソ連、モンゴル
- ・タイ
- ・中部太平洋地域
ウエーク島、ギルバート諸島、
トラック諸島、パラオ諸島、マーシャル諸島、
マリアナ諸島、メレヨン島
- ・東部ニューギニア
- ・ノモンハン
- ・ビスマーク・ソロモン諸島
- ・フィリピン
- ・ミャンマー（ビルマ）

DNA 鑑定料は国が全額負担します。

厚生労働省問い合わせ先

03-3595-2219

受付時間（平日のみ）
9:30～18:00

詳細はホームページを
ご確認ください



.....申請についてお悩みの方や、戦没地がご不明の方などもまずはご相談ください。.....

戦没者遺骨DNA鑑定

結果

戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定申請のご案内

申請できる方

表面の地域の戦没者の

●配偶者 ●子 ●父母 ●孫 ●兄弟姉妹 ●甥(おい) ●姪(めい) など

関係のご遺族が複数おられる場合は、遺族間の総意をできるだけとりまとめ、代表者が申請書を提出してください。

Q. よくあるご質問	A. 回答
戦没地が分からないのですが、申請できますか？	申請できます。 申請書に、戦没者の「氏名」「生年月日」や「本籍地」の情報をお分かりになる範囲でご記載ください。 ※厚生労働省が保管する記録資料等との照合調査を行い、DNA鑑定実施の可否を判断します。
検体提供者を誰にすればよいか分かりません。	厚生労働省の担当者がご親族の状況などお話を伺いながらご説明いたします。まずはお電話でご相談ください。

申請方法

「DNA鑑定申請書」に必要事項を記載し、下記の申請書提出先に①メール ②FAX ③郵送のいずれかで提出してください。

※「DNA鑑定申請書」は厚生労働省にお電話で請求できます。ホームページからもダウンロードできます。

申請書提出先(宛先)

- ①メール dnakantei@mhlw.go.jp
- ②FAX 03-3595-2229
- ③郵送 〒100-8916
東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省社会・援護局事業課
戦没者遺骨鑑定推進室

DNA鑑定の流れ

申請書に基づき、DNA鑑定実施可能と判断されたご遺族へ、DNA鑑定実施の同意書と検体採取キットをお送りします。
※キットは申請書に記載された検体提供者の住所へ直接お送りします。



検体提供者ご自身が、送付されたキットで検体を採取(専用の綿棒で口の頬の内側の粘膜を採取する簡単なもの)し、検体と同意書を厚生労働省に郵送いただきます。
※キットでの検体採取はご自宅です。

提供いただいた検体を、厚生労働省から鑑定機関にお渡しし、ご遺骨とのDNA鑑定を行います。
※鑑定にはある程度期間を要します。

DNA鑑定にかかる費用負担

DNA鑑定料は国が全額負担します。

※鑑定料の請求について厚生労働省からご遺族にご連絡することはありません。
※申請書の提出、検体採取キット及び同意書の返送の際の郵送料は自己負担になります。

お問い合わせ先

申請についてお悩みの方や、戦没地がご不明の方もまずはお電話ください。

03-3595-2219 (厚生労働省のDNA鑑定担当に直接繋がる番号です)